

暮らしのお知らせ

パトロールや取り締まりを強化

年末年始特別警戒

警察では、毎年12月10日～1月3日を年末年始特別警戒取り締まり期間として、パトロールや交通指導取り締まりなどを強化します。皆さんも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう注意しましょう。

電話で詐欺対策

○留守番電話や警告・通話録音機能の設定をする

○「還付金がある」『今日中にATMに行けば手続きできる』などの電話があったら、家族や警察、市役所に相談する

自転車・オートバイ盗難対策

○防犯登録をする
○駐輪する際は、短時間でも必ず施錠し、さらにワイヤー錠などで二重ロックをする

自動車盗難対策

○照明や防犯カメラが設置されているなどの防犯対策がされた駐車場を利用する
○警報装置やGPS追跡装置など

の盗難防止機器を活用する

空き巣などの侵入窃盗対策

○窓ガラスに防犯フィルムを貼るか防犯ガラスに替える

○音が出る玉砂利を敷き、センサーライトや防犯カメラを設置する

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

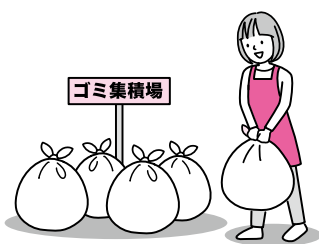
搬入・申し込みは早めに

年末のごみ出し

年末は大掃除などでごみが増える時期です。ごみの中には、紙類や衣類など、資源物としてリサイクルできる物が多く含まれています。正しく分別してごみを減らしましょう。

ごみの収集

成田富里いずみ清掃工場は12月31日(火)まで、リサイクルプラザは



12月30日(月)まで開場しています。

年末は各施設が混み合いますので、ごみを直接搬入する場合は早めにお願ひします。

年末年始のごみ収集の詳細は、広報なりの12月15日号に掲載します。
粗大ごみの回収

粗大ごみの回収申し込みは、12月27日(金)まで受け付けています。

年内の回収を希望する人は、早めに成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)へ申し込んでください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

利用料の一部を補助

一時保育・認可外保育施設

申請方法Ⅱ12月16日(月)～27日(金)

(当日消印有効)に申請書と必要書類を直接または郵送で保育課(市役所2階 〒286・858 5 花崎町760)へ
申請書記布場所Ⅱ保育課、市ホームページ



一時保育



認可外保育施設

一時保育

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育園などに通っていない未就学児の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

○生活保護受給世帯
○市民税非課税世帯
○市民税所得割合算額が7万7、101円未満の世帯

対象となる利用料Ⅱ10～12月分の一時保育利用料

認可外保育施設

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料Ⅱ国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導

型保育事業所を除く)に支払った10～12月分の利用料
※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

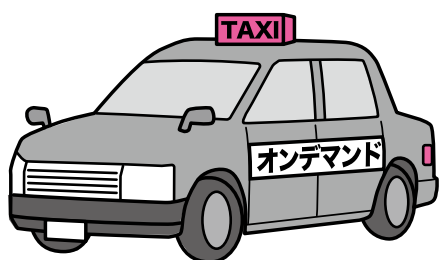
年末年始は連休します

オンデマンド交通

12月28日(土)～1月5日(日)はオンデマンド交通を連休します。連休期間は利用予約の電話も受け付けできません。

年始の利用予約は1月6日(月)から受け付けます。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。



小規模事業者・創業者を対象に

利子補給制度

市では、日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金や新創業融資制度の融資を受けた事業者に利子補給を行っています。

対象は平成29年4月以降に日本政策金融公庫から次のいずれかの資金融資を受けた事業者

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

○新創業融資制度

○一般貸付、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付または生活衛生貸付(融資を受けた日が創業前または創業して間もない場合)

利子補給率 年0・5%または償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率

利子補給期間 令和6年1月1日

～12月31日

申請方法 1月10日(金)～31日(金)に

商工振興企業立地課(市役所4階)または市ホームページにある申請書と必要書類を



市ホームページ

※市税を滞納していないなどの条件があります。くわしくは同課(☎20・1622)へ。

適正な処理を

農業用廃プラスチック

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(農業用ビニール、ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するため、回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事

前に同協議会に登録してください。

また、搬入の際はルールを守り、劣化が著しい物については事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象は農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課へ。

住民票などを手軽に取得

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)などに設



うなりくん石像お披露目式で(4日)

置されているマルチコピー機で、住民票や税務証明書などを取得できます。

市役所の閉庁時でも、毎日午前6時30分から午後11時まで利用できます。

マイナンバーカードでの利用には、事前に暗証番号(カード発行から5回目の誕生日まで有効)の設定が必要です。暗証番号を設定・更新していない人は、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で手続きできます。

なお、マイナンバーカード普及促進の取り組みとして、令和8年3月31日まで、コンビニ交付サービスにかかる手数料を100円減額していますので、利用してください。

住民票など

取得できる証明書は住民票(マイ

ナンバー・住民票コード・住所の履歴を記載した物を除く)、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本市に住民記録と本籍がある人のみ)

必要な物 ①マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

税務証明書

取得できる証明書は最新年度分の課税証明書・非課税証明書・所得証明書

対象は証明書の発行年度の1月1

日から取得日時点まで継続して市に住民記録があり、次のいずれかに当てはまる人

○確定申告や市・県民税申告をした

○給与所得がある

○年金を受給している

必要な物 ①マイナンバーカード

マイナンバーカードに関連する業務休止日

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日は、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・失効などの手続きができません。

※くわしくは、税務証明書については市民課(☎20・1513)、そのほかについては市民課(☎20・1525)へ。



暮らしのお知らせ

意見を募集します

印旛沼流域関連 公共下水道事業計画

市では、印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更案を公表し、意見を募集しています。

閲覧場所Ⅱ下水道課(市役所5階)

意見の提出方法Ⅱ12月16日(月)(必

着)までに、閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX

・Eメールのいずれかで下水道課(〒286・8585 花崎町

760 FAX24・4354 E

メールgesui@city.naria.chiba.jp)へ

結果の公表Ⅱ市の考えと併せて市ホームページで掲載

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

正しい使用と点検を

公共下水道・農業集落排水

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、污水管の変形や詰まりの原因となります。

修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

市ホームページから活用を

門松カードは、市ホームページからダウンロードできますので、活用してください。

印刷した物の残部を配布します

門松カード

令和4年度まで配布していた、印刷した門松カードを次の場所で配布します。



市ホームページ

配布日時Ⅱ12月6日(金)～27日(金)午前9時～午後5時

配布場所Ⅱ公園緑地課(市役所5階)、下総・大栄支所、中央公民館、八生公民館、中郷公民館、久住公民館、豊住公民館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこうつ

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

賀正

気軽に相談してください

もめごと・なやみごと・苦情相談

市では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が女性・子ども・高齢者・障がいのある人・性的少数者などを巡る人権の問題や、近隣とのトラブルなどの相談に応じる「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を毎月行っています。

秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。詳細は「困りごと・悩みごと相談室」(21ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

工事費の3分の2を補助

崖地の整備

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには事前に手続きが必要です。土木課(市役所5階 ☎20・1550)に相談してください。

対象Ⅱ次の2つに当てはまるもの

(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の自然の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額Ⅱ工事費の3分の2(上限750万円)。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1、125万円)

※くわしくは土木課へ。

関心を持ち認識を深めよう

北朝鮮人権侵害問題

拉致問題をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

この問題に関心を持ち、認識を深めましょう。

※くわしくは県政策企画課(☎043・2223・2203)へ。

年内の依頼は18日までに

し尿のくみ取り

年内のし尿のくみ取りを希望する人は、12月18日(水)までに申し込

んでください。

なお、12月は依頼が集中するため、希望する日に作業ができない場合があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

注意してください

原木シイタケなどの出荷・販売

原木シイタケなどの林産物は、ほかの食品より高い放射性セシウムが検出されているため、市内での原木シイタケ(露地栽培)の出荷・販売は制限されています。

出荷・販売を行う場合は、市が発行する証明書が必要となりますので注意してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

し尿のくみ取り

